

# 平成24年度税制改正に関する提言 概要

2011年9月14日  
(社)日本経済団体連合会

## I. はじめに

・経済活動の主体は、国民と企業であり、雇用の主体は企業。この企業活動の活性化が果たされなければ、安定した国家運営は実現できない。国民の多くが抱く将来不安、閉そく感を払拭し、再び経済を成長軌道に乗せ、豊かで明るい国民生活を実現するためには、民主導の経済成長に向けた政策をタイムリーかつ着実に進めつつ、社会保障と税・財政の一体改革を、スピード感をもって、推進することが不可欠。経済構造の変化に対応した税体系の再構築を急ぐ必要

## II. 復興財源論と平成23年度税制改正における残された課題

- ・第三次補正予算について、まずはその所要額を十分精査する必要がある。その上で、無駄の排除や効率化に資する行政改革への取組み及び税外収入の確保に最大限努めるべき。なお財源が足りない場合は、東日本大震災復興基本法で規定された復興債の発行により調達
- ・復興債に係る償還財源については、基幹税（消費税、所得税、法人税）を中心に、特定の税目に負担が偏らないようにすべきであり、消費税を選択肢として排除すべきではない
- ・震災後、サプライチェーン問題によるシェア低下、復興政策の遅れ、全国的な電力供給の制約、円高の進行などを背景に、法人実効税率の引下げの必要性は益々高まっており、まずは法人実効税率の5%引下げを早急に実現すべき。復興財源として法人税についても負担増を行うのであれば、法人実効税率5%引下げに伴うネット減税分を限度として、付加税を時限的に課すか、施行を一定期間遅らせる方式をとるべき（いずれも3年以内）

## III. 税制抜本改革

### 税制抜本改革のスケジュール

・可及的速やかに超党派の議論を開始し、本年度中に法制上の措置を講じた上で、税制抜本改革を一刻も早く実現

### 1. 消費税

- ・消費税を社会保障給付費に充てる方針を明確化した上で、消費税率を2015年度までに10%まで段階的に引き上げ。2020年代半ばまでに10%台後半に引き上げ
- ・自動車取得税等との二重課税、石油関係諸税等とのTax on Taxの解消。住宅取得に係る諸課税の整理・簡素化

### 2. 法人所得課税

- ・法人実効税率の5%引き下げの先行実施とともに、早期に法人実効税率を30%まで引き下げ、さらにアジア近隣諸国並みの25%程度まで速やかに引き下げ
- ・地方の安定財源確保とあわせ、地方法人所得課税の大幅な縮減を含む見直しが不可欠。まずは地方法人特別税を廃止

### 3. 個人所得課税

・給付付き税額控除を導入し、子育て世帯や低所得層に重点的に支援。最高税率の引き上げの慎重な検討

### 4. 資産課税

・相続税の課税ベース拡大、贈与税の負担軽減など、総合的な見直しの検討

### 5. 自動車・燃料関係諸税

・自動車取得税・自動車重量税を廃止し、簡素化・負担軽減  
・燃料関係諸税の「当分の間税率」の廃止

### 6. 番号制度

・「社会保障・税番号大綱」に基づく番号法案の早期成立  
・企業実務に配慮した具体的な検討の推進

### 7. 環境関連税制

・わが国のエネルギー政策の再検討が不可欠であり、地球温暖化対策税は導入すべきでない  
・税制のグリーン化の推進

## IV. 平成24年度税制改正に関する提言

### 1. 法人課税

#### (1) 研究開発促進税制

- ・研究開発促進税制の本則化
- ・税額控除限度額の引上げ措置（法人税額の20%→30%）の恒久化
- ・税額控除限度超過額の繰越期間を3年とし恒久化
- ・上乘せ措置（増加型・高水準型）の延長

#### (2) 原料用途免税の本則化・恒久化

・原料用ナフサ、原料炭に係る免税・還付措置の本則化・恒久化

#### (3) 地方法人課税

・償却資産に係る固定資産税の抜本的見直し  
・事業所税の廃止

#### (4) その他

- ・欠損金の繰越期間延長・繰戻還付の復活
- ・特定の事業用資産の買換え特例（9号）の延長
- ・受取配当金益金不算入割合の引上げ
- ・トン数標準税制の適用対象船舶の拡充 等

### 2. 土地・都市・PFI・住宅税制

・新築住宅に対する固定資産税の減額措置をはじめ各種特例措置の延長・拡充 等

### 3. 金融証券税制

・金融所得課税のさらなる一元化 等

### 4. 年金税制

・特別法人税の廃止、確定拠出年金制度の改善 等

### 5. 環境関連税制、自動車・燃料関係諸税

・先進環境対応車普及促進に資するインセンティブ制度の創設、グリーン投資減税の拡充  
・航空機燃料税の廃止・軽減

### 6. 消費税

・仕入税額控除に係る95%ルール廃止の見送り

### 7. その他

・印紙税の廃止 等